

# 一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画を發表します。

- ・計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

- ・達成しようとする目標

- ①男性の子育て目的の休暇の取得促進

- 出産を予定している従業員には、育児休暇や時短勤務制度をはじめとする関連制度を周知し、育児休職取得を促進する情報を提供する

- ②労働者が子供の看護等のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ就業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入

- 柔軟な取得を促す体制づくり及び情報提供体制の構築

- ③全労働者の平均残業時間を 20%削減する

- 職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境を整備し残業時間の減少する労働環境を目指す

- ④全労働者の有給休暇取得率を 20%向上する

- 職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境を整備し有給休暇の取得しやすい労働環境を目指す

医療法人 同仁会